

氏 名 (法人にあっては名称)	伊藤忠エネクス株式会社
住 所	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	■電気事業 2010年10月より工場・事務所等への電力小売を行っております。 2016年小売全面自由化に伴い、グループ会社を通して一般家庭向けの電力販売も行っている。 ■発電事業 弊社子会社のエネクス電力株式会社の事業子会社にて、宮城県、新潟県、兵庫県、山口県において、火力・水力・風力・太陽光の発電設備を所有しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	グループ会社にて再エネ発電設備を保有しており、今後も再生可能エネルギーの利用促進及び開発に向けた検討を行う。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績 (2023 年度)	0.441 (kg-CO ₂ /kWh)	0.450 (kg-CO ₂ /kWh)
	当年度目標 (2024 年度)	極力削減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力削減 (kg-CO ₂ /kWh)
	短期目標 (2026 年度)	極力削減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力削減 (kg-CO ₂ /kWh)
	長期目標 (2034 年度)	極力削減 (kg-CO ₂ /kWh)	極力削減 (kg-CO ₂ /kWh)
	(目標に係る措置の考え方)		
	小売電気事業者として事業活動を行う上で、バランスの取れた電源構成を目指す。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	97 (千kWh)	9.50 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容) 再生可能エネルギーによる発電からの調達に対する取り組みを進めてまいります。		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	1,020 (千kWh)	100.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2034 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容) 再生可能エネルギーによる発電からの調達に対する取り組みを進めてまいります。		
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	廃棄物や工場排熱等を活用した電源からの電力購入を引き続き検討していく。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	火力発電施設を保有していないためなし。		
本市の区域内に存する電気の需ユーザーに対する地球温暖化の防止に資する取組	特記事項なし。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	■ISO14001を取得し環境改善活動に取り組んでおります。 ■特定事業者、特定荷主として省エネ活動に取り組んでおります。 ■太陽光発電、家庭用燃料電池「エネファーム」、高効率給湯器「エコジョーズ」等を販売しております。 ■ディーゼル車排ガスに慣霧し窒素酸化物を分解する高品位尿素水「AdBlue(アドブルー)」を販売しております。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。